

○公益通報者保護規程

(平17規程第47号 平成18年1月27日)

改正 平18規程第98号 平成19年3月29日

平20規程第1号 平成20年5月7日

平20規程第53号 平成21年3月31日

平21規程第25号 平成21年7月28日

平22規程第16号 平成22年6月29日

平25規程第36号 平成26年1月8日

平25規程第68号 平成26年3月18日

平26規程第62号 平成27年3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づいた措置をとるため、法の定める措置の他に、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の職員、機構にて労務の提供を行う派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）及び機構の取引事業者の役職員（以下総称して「職員等」という）からの、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を、機構が適正に処理する仕組みを定め、もって、不正行為等の早期発見と是正に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、制文規程（平17規程第60号）に定める職員をいう。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第3条 機構は、職員等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「通報等窓口」という）を、法務・コンプライアンス課及び別に指定する法律事務所に設置する。

(通報の方法)

第4条 通報等窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者及び相談者)

第5条 通報等窓口の利用者（以下「通報者等」という。）は、職員等とする。

(公益通報者保護責任者)

第6条 機構に公益通報者保護責任者を置く。

- 2 公益通報者保護責任者は、経営管理担当理事をもって充てる。
- 3 公益通報者保護責任者は、公益通報者保護に関する事項について指揮・監督する。

(通報内容の検討及び対応の通知)

第7条 機構は、通報された事項（以下「通報事項」という。）について、公正、公平かつ誠実に検討した上で、速やかに、調査を行う旨、又は調査を行わない旨及びその理由を通報者に通知しなければならない。

- 2 通報者は、前項の通知内容に疑義があるときは、再度、通報等窓口を利用することができる。
- 3 法務・コンプライアンス課長は、通報を受けたとき又は第3条に基づき別に指定した法律事務所から通報を受けた旨の報告があったときは、速やかに公益通報者保護責任者、理事長及び監事に報告するものとする。

(調査)

第8条 通報事項に関する事実関係の調査は、公益通報者保護責任者の指示により、法務・コンプライアンス課長が行う。

- 2 法務・コンプライアンス課長は、必要に応じて、「公益通報調査チーム」（以下「調査チーム」という。）を設置することができる。
- 3 調査チームの構成員は、法務・コンプライアンス課長が指名する。

(協力義務)

第9条 機構の各部署は、通報事項の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第11条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構は当該行為に関与した者に対し、該当者を対象とする就業規程又は契約（以下「就業規程等」という。）に従って、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

（通報者等の保護）

第12条 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 機構は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

3 機構は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った職員（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、当該職員に対し、就業規程等に従って処分を課することができる。

4 公益通報者保護責任者は、本規程に定める手続き終了後、不利益取扱い又は嫌がらせ等（以下「不利益取扱事項」という。）の有無について、調査を行う。

（個人情報の保護）

第13条 機構及び本規程に定める業務に携わる職員は、正当な理由なく通報者等に係る個人情報並びに通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 機構は、正当な理由なくこれらの個人情報を開示した職員に対し、就業規程等に従って、処分を課することができる。

（通知）

第14条 機構は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）の個人情報保護に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

2 通報者は、前項の通知内容に疑義があるときは、再度、通報等窓口を利用することができる。

（不正の目的）

第15条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報及びその他の不正の目的の通報を行ってはならない。機構は、そのような通報を行った職員等に対し、就業規程等に従って、処分を課することができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第16条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた職員（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報処理に係わる者の責務）

第17条 通報処理に係わった者は、当該通報に関する情報を必要のない者に漏らしてはならない。

（利益相反者の排除）

第18条 通報事項又は不利益取扱事項に自らが関係する者（以下「利益相反者」という。）は、窓口担当者、調査担当者その他通報処理に関与してはならない。

2 公益通報者保護責任者は、利益相反者が、前項の業務に当たっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途担当者を指名する。

（周知徹底の義務）

第19条 公益通報者保護責任者は、職員に対し、機構における公益通報者保護の指針及び体制について周知徹底させなければならない。

（匿名による通報）

第20条 匿名により通報が行われた場合においても、機構は、本規程及び細則に基づき必要な措置を実施するものとする。ただし、第7条及び第14条に定められた通報者に対する報告は、行わないものとする。

（外部通報への準用）

第21条 機構の職員等以外の者からの通報が行われた場合においても、機構は、第5条の規定に関わらず、本規程及び細則に準じて必要な措置を実施するものとする。ただし、第12条及び第15条に定められた職員等に対する処分の規定は適用しない。

（公益通報以外の通報への準用）

第22条 公益通報に該当しない通報（機構の諸規程等に対する違反等）が行われた場合においても、機構は、本規程及び細則に準じて必要な措置を実施することができる。ただし、相談・通報の対応、調査及び調査後の措置については、その内容に応じ、他の諸規程において別の定めをしているときは当該諸規程に従う。

（細則）

第23条 通報を受けた後の窓口対応、調査、フォローアップその他の詳細な手続きについては、別途、細則で定める。

附 則

(所管)

第1条 この規程の所管は、法務・コンプライアンス課とする。

(運用責任者)

第2条 この規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

(施行)

第3条 この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平18規程第98号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20規程第1号)

この規程は、平成20年5月7日から施行する。

附 則 (平20規程第53号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21規程第28号)

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平22規程第16号)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平25規程第36号)

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平25規程第68号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平26規程第62号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。